

令和3年 第14回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和3年12月27日（月）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長兼学校教育課長 教育総務課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長 学校教育課参事 文化課参事

4 欠席者

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の要旨 次のとおり

8 議決事項

豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱について
令和3年度一般会計補正予算(第7号)について
令和3年度一般会計補正予算(第8号)について
令和3年第7回豊見城市議会定例会一般質問について
県費負担職員の訓告について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

<p>教育長</p>	<p>皆さん、こんにちは。令和3年第14回定例教育委員会を開催します。それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に下條委員を指名します。よろしくお願いいたします。 続いて日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、会期日程は1日とします。 次に本日の議題ですが、お手元に配付してあります議事日程に沿って進めてまいります。よろしくお願いいたします。 続きまして、日程第3の教育長業務報告を行います。 お手元の資料をご覧ください。第13回定例委員会後の日程になります。11月18日木曜日に令和3年度豊見城市PTA会長等意見交換会に出席いたしました。 11月26日、令和4年度定期人事異動に関する校長ヒアリングを実施しております。 12月7日から市議会が開催されており、対応等を行っております。 以下に関しては、資料をご確認ください。よろしくお願いいたします。 続きまして、日程第4の同意案第31号 豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱についてであります。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>文化課長</p>	<p>文化課の赤嶺より説明させていただきます。 同意案第31号でございます。豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。この豊見城市文化財保護審議会というのは、文化財保護法という文化財に関する教法がありまして、記念物とか文化財に関する業務を行うというところの中で、審議会として教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用等に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議するということございまして、日常的には豊見城市の指定文化財、以前印部石だったり、ジュゴンの骨の弓型の土馬であったり、指定のものをご承認いただきましたけれども、その文化財としてふさわしいかどうかということで審議いただく機関ということになっております。 今回の提案理由をご確認いただきたいのですが、欠員が生じたことに伴って補欠委員を委嘱する必要があるということになっております。現在、委員につきましては、お一方がお亡くなりになりましたので、それに対して、■■■■■■■■■■ご在住の■■■■■■■■■■様、■■■■■■■■■■生まれの■■■■歳でございます。</p>

	<p>次のページをお開けください。■■■■様は高校の先生でいらっしゃるようで、最後は■■■■をされております。その後、■■■■をされている方です。自然史にも詳しく、このあたりも含めて豊見城市の後任の方に最適であるということでご提案をさせていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明でご質問がございましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(「挙手なし」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>全員適任だと思いますけれども、残任期間とありますがいつでしょうか。</p>
文化課長	<p>来年の6月末までになっております。平成4年6月末日まで。通常、2年間の任期になっておりますが、今期残任期間ということでもありますので、その期間になります。</p>
教育長	<p>ほかにごございませんか。</p>
	<p>(「いいと思います」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>同意案第31号 豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱について、提案どおり同意をしたいと思っております。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。では、提案どおりということで進めてまいります。</p> <p>続きまして、日程第5の承認第13号 令和3年度一般会計補正予算(第7号)について、事務局の説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>それでは承認第13号 令和3年度一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案理由につきましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により臨時代理を行ったので、教育委員会に報告するとなっております。</p> <p>それでは補正予算書をお願いします。補正予算(第7号)につきまして、第1条については市全体の補正額になりますが、歳入歳出それぞれ8,223万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を302億5,735万7,000円といたします。</p> <p>次に教育委員会の補正の主なものについてでございますが、3ページの次にあります事項別明細書というところの9ページをお願いします。後ろから3枚目ぐらいです。歳出のほうで10款1項3目教育振興費95万6,000円の減額補正でございます。12節委託料で93万8,000円の減額、17</p>

	<p>節備品購入費で41万7,000円の増額、21節補償、補填及び賠償金で43万5,000円の減額補正。12節、21節の減額補正につきましては、執行残でございます。17節の補正増につきましては、タブレットの電源保管庫購入のための補正でございます。</p> <p>補正予算（第7号）に関しましては以上でございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問がありましたら、よろしく申し上げます。</p>
	<p>（「特にありません」と呼ぶ者あり）</p>
教育長	<p>特にないですか。</p>
	<p>（「はい」と呼ぶ者あり）</p>
教育長	<p>それでは承認第13号 令和3年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）について、提案どおり承認をしたいと思います。よろしく申し上げます。よろしいですね。</p>
	<p>（「はい」と呼ぶ者あり）</p>
教育長	<p>続きまして、日程第6の承認第14号 令和3年度一般会計補正予算（第8号）について、事務局の説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>それでは令和3年度一般会計補正予算（第8号）につきまして、説明を申し上げます。</p> <p>こちらと同じように、第1条において市全体の補正額になりますが、11億1,320万2,000円を追加し、313億7,055万9,000円といたします。</p> <p>それでは教育委員会の補正の主なものについてでございますが、こちら9ページの次に事項別明細書のかがみ文がありますので、その後の9ページのほうをお願いします。</p> <p>9ページのほうの20款諸収入というページですね。歳入のほうです。それでは説明いたします。まず、歳入のほうでございますが、21款1項4目教育債6,820万円の補正増、こちらは教室棟工事に係る歳入の一部を地方債で充てることとなります。</p> <p>次に歳出でございますが、25ページをお願いします。それでは歳入のほうです。10款1項3目教育振興費で1億1,703万8,000円の補正増。14節工事請負費につきましては、ともに普通教室及び特別支援教室増に対応するための経費。17節備品購入費につきましては、電子黒板購入費。19節扶助費につきましては、就学援助費の入学準備金単価引き上げに伴う増となります。</p> <p>次に26ページをお願いします。10款2項1目の小学校の学校管理費で1,290万3,000円の補正増。10節需用費につきましては、光熱水費が不足</p>

	<p>するための増。17節備品購入費につきましては、児童数の増に伴う机、椅子等の購入費。10款3項1目の中学校の学校管理費につきましても、小学校と同様の補正でございます。</p> <p>次に27ページをお願いします。10款3項3目学校建設費で259万6,000円の補正増。12節の磁気探査委託料は単価見直しによる増、13節使用料につきましては、新たに仮設資材の賃借料が必要になった分の補正となっております。</p> <p>次に28ページをお願いします。10款5項1目社会教育総務費で1,475万6,000円の補正減、コロナ禍により授業を中止、縮小したため減額となっております。10款5項3目図書館費で79万8,000円の補正増、10節需用費のほうで光熱水費が不足するための増となっております。</p> <p>次に29ページをお願いします。10款6項3目学校給食費で425万2,000円の補正増。10節需用費で児童数増加のための給食費の消耗品等の購入費、来年4月発送用の給食費納付書、封筒などの印刷費が必要となるための補正増となっております。</p> <p>補正予算（第8号）の説明は以上となりますが、こちらの一般会計補正予算（第8号）において他課の農林水産課の予算ではございますが、前回も説明したんですけれども、与根漁港多目的広場においてサッカーもできるような周辺整備として約1,400万円の補正予算を提案しておりましたが、これを全額削除された修正案が可決されております。教育委員会関連の補正予算は、提案どおり可決されております。以上になります。</p>
教育長	ありがとうございます。ただいまの説明の中でご質問がございましたら、お願いします。はい、大城委員。
大城委員	幼稚園の職員給料が減になっておりますが、これはどういうことですか。27ページです。
教育部長	こちら幼稚園費に関しては、教育委員会の予算ではないです。
教育長	ほかにございませんか。
備瀬委員	ちょっといいですか。少し聞き漏らしたんですけれども、与根漁港のものは最初は否決されて、今回の修正が通ったんですか。そういう説明でしたが。
教育部長	農林水産課の予算ではございますけれども、1,400万円の整備費が農林水産課から提案されていたんですが、議員提案で修正、これを削除した予算案が可決になったということです。
備瀬委員	この額は幾らですか。

教育部長	約1,400万円です。
備瀬委員	分かりました。ありがとうございます。
教育長	ほかにございませつか。よろしいでしうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは承認第14号 令和3年度一般会計補正予算(第8号)について、提案どおり承認したいと思ひます。よろしいでしうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 それでは続ひまして、日程第7の報告第9号 令和3年第7回豊見城市議会定例会一般質問について、事務局の説明をお願いします。
教育部長	<p>それでは、お手元に一般質問通告要旨という綴りがあると思ひますので、そちらの議員の順番のとおり一般質問にて回答した部分を説明させていただきます。</p> <p>まず、通告番号1番の儀間盛昭議員の(2)の教育振興のうちの豊崎中学校開校のどのような学校トイレなのかという部分の質問でござひますが、トイレの配置計画につきましては、実施設計において検討した結果、校舎棟、屋内運動場棟及び屋外トイレにて男子トイレ、女子トイレとも健常者や身障者及び性別などの利用者を限定せず利用できるだけでもトイレの3とおりのトイレを整備する予定でござひますと答えております。</p> <p>続ひまして、通告番号2番の仲田政美議員の(2)同じく教育行政についての豊崎中学校について、建設の概要等の質問でござひます。計画の概要としましては、校舎棟及び屋内運動場棟の2棟を計画しており、屋内運動場棟にはプールや武道館を配置する予定となっております。開校までのスケジュールにつきましては、令和4年度、5年度から工事を行い、令和6年度の対応を目指し、事業に取り組んでまいりますと答えております。</p> <p>次に、同じく(2)の②AED講習についてというものでござひますが、各学校においては特別活動の授業の一環として、年間事業計画に救命講習会を位置づけ、時間を確保する必要があります。中学校3年生においては、授業時数の余剰時間が少なく、救命講習会を取り入れるのが難しい状況ですというふうにお答えしてあります。</p> <p>次に③の制服の選択導入制についてでござひますが、現在先行して1校が制服選択制を導入してありますと答えてあります。</p> <p>続ひまして、通告番号3番の要正悟議員の(6)市内の小中学校の電</p>

気料金に関してでございますが、①現在の年間使用料金でございます。各小中学校における令和2年度年間電気使用料金につきましては、小学校8校の合計が7,051万円、1校当たり約881万円、中学校3校の合計が3,198万円、1校当たりの平均が約1,066万円となっておりますと答えております。

続きまして、電気料金削減の取組についてでございますが、取組といたしまして、学校現場においては、毎年度校長会において光熱水費全般に対して、削減協力の依頼を行っております。教室を退室する際のこまめな消灯や空調の高率化を図るため、定期的なフィルターの清掃、また、施設整備のときに改築事業においては高効率の電気設備等を採用することなど、最先端の財源負担の軽減に向けて検討しているところでございますと答えております。

続きまして通告番号4番、瀬長恒雄議員の(2)教育環境整備についての豊見城小と長嶺小のナイター設備の件でございますが、豊見城小学校及び長嶺小学校のナイター照明につきましては、夜間の一般利用ができるように整備しているところでございます。スポーツ少年団が学校グラウンドで活動する時間につきましては、日没までを基本としており、小学生のスポーツ活動につきましては、活動時間の基準等も含め、今後ともスポーツ少年団との意見交換を行ってまいりたいと考えておりますと答えております。

次に通告番号5番の大田善裕議員の(1)の市長公約についての①の豊崎中学校(仮称)の建設事業につきましてでございます。建設事業費については、約60億円を想定しております。開校については、令和6年度の開校を目指し事業に取り組んでまいりますと答えております。

次に②の学校給食費の段階的無償化につきまして、学校給食費の段階的無償化については、段階的無償化を目指すに当たり、第1弾として保護者に負担を求めない栄養充足率の向上を目的とした、学校給食費保護者支援事業を実施しております。第2段階目以降の方策につきましては、学校給食アンケート調査の結果を踏まえ、子育て世代の負担軽減などを念頭に、いろいろなアイデアを出しながら検討しているところでございますと答えております。

続きまして通告番号6番、波平邦孝議員の(3)農業振興のうちの③小中学生の農業体験についてですが、小中学校の農業体験につきましては、各学校において総合学習や生活科の年間指導計画に位置づけることで実施されます。農業体験を学習計画に盛り込んだ学校においては、学校近くの農家や農協職員などに協力いただいて、農業に関する講演会や

	<p>農業体験を行っておりますと答えております。</p> <p>続きまして通告番号7番、新垣亜矢子議員の（1）教育行政についての①奨学金についてでございますが、本市における育英会事業は、約4,500万円の基金から入学準備金としての対応、奨学金としての対応、給付型奨学金として給付を実施しております。育英会の現状としましては、新規の貸与型の奨学金の需要について、年々減少傾向の状況になっており、今後は国の動向を注視しながら、他の自治体等の状況の情報収集を行いながら、慎重に検討してまいりますと答えております。</p> <p>次に②育英会奨学生の保証人を立てられるのか、保証機関に加入するのかの選択性をできるようにというご質問でございますが、連帯保証人などの人的保証制度に加え、機関保証制度を選択できるようにすることにつきましては、既に独立行政法人日本学生支援機構では可能となっております。今後、育英会事業の内容と併せて、機関保証制度導入について調査研究を進めてまいりたいと考えておりますと答えております。</p> <p>続きまして、通告番号……。</p>
教育長	部長、止めていいですか。
教育部長	いいですよ。
教育長	今までの中で質問を受けて、ちょっと多いので、全部やると質問するタイミングがなくなるので、いいですか。
教育部長	いいですよ。
教育長	では、今までの通告番号1番からの質問と答弁についてのところで確認、あるいは質問がありましたらお願いします。
大城委員	<p>お願いします。通告番号6番の波平議員の質問の中で（3）農業振興について。小中学生の農業体験の質問、それから本市の地産地消の成果、課題とかあるんだけど、これは小中学生に食育をもっと深める必要があるのではないかという意見ですが、その辺はどうなっていますか。食育との関係。分かる範囲でお願いします。</p>
教育部長	地産地消に関しましては、うちのほうで答えていなくて、農林水産課のほうでお答えしていますね。
大城委員	ではあるんですけども、だから学校として食育をもっとこれに絡めてやる必要もあるんじゃないかという意見を言っているだけです。
教育長	意見でよろしいんですね。
大城委員	はい、意見でいいです。
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにございませんか。進めてよろしいですか。</p>

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは進めてまいります。部長、よろしく申し上げます。
教育部長	<p>それでは通告番号10番、比嘉彰議員の(1)の①から⑦まで続けて答弁しております。(1)教育行政についての①の(ア)徒歩登校の割合なんですが、令和3年7月実施の結果では、小学校、割合の高い学校が86.3%、低い学校が58.1%になっており、中学校においては割合の高い学校が77.2%、低い学校が40.3%になっておりますと答えております。</p> <p>次、(イ)徒歩登校の推奨についてでございますが、本市は平成25年から徒歩登校「てくてく登校」を推奨しています。推奨につきましては、学校の設置場所や通学距離、児童生徒の発達段階など条件が異なるため、個人で行える可能な範囲での取組を推奨しておりますと答えております。</p> <p>次、(ウ)徒歩登校の他市町村比較ですね。島尻管内での徒歩登校の割合を調べているのは、本市を含め2市あります。その市と比べると、本市は小中ともに割合は低くなっています。ただ、学校の設置場所や通学距離、条件が異なるため、単純な比較はできないものと考えておりますと答えております。</p> <p>次に(エ)車の渋滞についてでございますが、各学校からは保護者に対して、登校時の児童生徒の安全や周辺地域住民の生活環境を守るための公文書を発出し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践をお願いしているところだと答えております。</p> <p>次に②校則についての(ア)身なり指導ですが、本市の中学校の身なり指導につきましては、旧態依然として指導はなされておられせん。靴や靴下、肌着、制服など、時代に応じた柔軟な対応がなされておりますと答えております。</p> <p>次に(イ)あいさつ指導について、本市の学校では学校生活を通しての挨拶、学校以外における挨拶など、児童生徒の挨拶実践力を高められるように、学校、家庭、地域で協力して取り組んでいきたいと考えておりますと答えております。</p> <p>続きまして、(ウ)交通指導についてでございますが、交通安全指導につきましては、小学校1年生は警察に依頼をし、交通安全教室を行っております。また、小学校2年生から6年生までは、特別活動の時間に交通安全指導がなされており、中学校では保健体育の授業で交通法規を守り、安全に行動することが必要であることを学習しておりますと答えております。</p>

次に③コロナ禍の休校についてでございますが、臨時休校による学習時間の確保のために小中学校では、夏休みと秋休みの短縮等の対応を行いました。文部科学省発出の通知では、授業時間に捉われることなく、当該学年の学習内容を終えるよう指導計画の見直し、学習活動を行っているところでございますと答えております。

次に④不登校についての見解でございますが、小学校では現在、不登校児童数は45人となっております。中学校におきましては、不登校生徒は86人となっており、不登校になった原因については、様々な要因が絡み合って不登校を引き起こしていることが多く、児童生徒本人すら原因が分かっていないこともありますと答えております。

次、⑤いじめについての見解でございますが、本市の学校では、教育相談やアンケート調査、普段の児童生徒の様子など、多面的にいじめが認知できるようにし、学校いじめ防止委員会により組織的にいじめ解消に取り組んでおります。10月時点における本市のいじめ認知件数は、小学校では157件、中学校では61件となっており、本市の学校においては積極的にいじめを認知し、解消に向けて取り組んでいると考えておりますと答えております。

次、⑥性の多様性についての見解でございますが、本市では中学生向けに多様性について講師を招いて、出前授業を行っております。性の多様性についての正しい理解と認識を深めていただき、性的少数者、LGBTの方々が安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けた取組を進めていますと答えております。

続きまして、⑦小中連携についての見解でございますが、本市では子どもたちに生きる力を育むために、子どもたちの発達段階に応じたきめ細やかな系統性と継続性のある学習指導と生徒指導に取り組むことが必要であるとして、小中連携の取組を行っています。各中学校区においては、学習規律、職員交流、児童生徒交流など、連携できるところから取組を行っていますと答えております。

次に(2)与根体育施設についての①現在の使用状況でございますが、与根体育施設の現在の使用状況につきましては、緊急事態宣言期間中は閉鎖となっておりますが、宣言の解除された令和3年10月1日から10月31日までは、沖縄の対処方針に従い、午後8時までの時間短縮としておりました。その後、11月1日以降は、午後10時までの通常どおりの運用となっておりますと答えております。

次に②与根多目的広場との関連性について伺うでございますが、与根体育施設につきましては現在、通常どおりの管理運営を行っております

す。当該施設については、与根西部地区の土地区画整理事業の進捗に伴いまして、サッカー競技への影響を最小化するために、与根漁港多目的広場が活用できるよう、関係部署と協議調整を図っているところでございますと答えております。

③の代替地について伺うてございますが、与根体育施設の代替地につきましては、豊見城総合公園を中心とするスポーツ拠点エリア等に関する施設整備検討委員会が検討しておりますスポーツ拠点エリア基本構想策定の中で、新たなサッカー専用施設の整備についても検討しておりますので、教育委員会としましても連携を図っておりますと答えております。

続きまして通告番号11番、真栄里保議員の（1）学校給食の段階的無償化の取り組みについての①から⑤まで続けてお答えします。

①段階的無償化がなぜ必要かについては、学校給食費の無償化は、沖縄県内では名護市、宮古島市、嘉手納町、粟国村などで実施しており、学校給食は児童生徒の健全な食生活の確立に大きな役割を担うこと、子育て世帯の負担の軽減を図ることにより、子育てしやすい環境の向上を図ることなどから、段階的無償化は年少人口の割合が日本一である本市が積極的に取り組むことに重要な意味があると考えますと答えております。

次、②現在の進捗状況について伺うてございますが、こちらは通告番号5番の先ほどの大田善裕議員と同様な質問ですので、同様に答えております。

次、③の段階的無償化によって給食の質の低下でございますが、令和2年度より学校給食費保護者支援事業を実施しており、同事業を実施することで、保護者からいただく学校給食費だけで補うことができない栄養価の充足率を満たすことができ、給食の質が大きく向上することができました。子どもたちや学校関係者からは、給食がおいしいという声が届いており、質の低下はないと考えておりますと答えております。

④所得が少ない世帯を優先すべきの部分でございますが、学校給食の段階的無償化は、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援策の一つと考えていますので、本市で子育てを行っている全ての世帯に支援がつながるよう、様々なアイデアを出しながら検討しているところでございますと答えております。

次に⑤第2段階の開始時期でございますが、学校給食費の段階的無償化の第2段階につきましては、令和4年度の実施に向けて、現在調整を行っているところでございますと答えております。

続きまして通告番号12番、徳元次人議員の（１）部活動についての①中学校の部活動指導員のことでございますが、運動部活動支援派遣事業支援員等の増員とともに財源を必要とすることから、今後は財政部署と協議しながら、学校側の意見を踏まえた効果的な人員の配置ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますと答えております。

次に②の地域部活動推進事業の移行準備として体協を受け皿にすべきという質問に関しましては、地域運動部活動推進事業については、県教育庁保健体育課へ確認したところ、令和４年度も実施予定であるとのことから、先進事例である糸満市からの情報収集に努めるとともに、地域運動部活動推進事業の受け皿として、市体協及び関係部署と連携して取り組めないか、調査研究を進めてまいりますと答えております。

次に（３）子どもの貧困対策についての学校現場においてスクリーニングシートを活用しという質問でございますが、スクリーニング実施の際には、教職員や学校現場に過度な負担とならないと考えておりますので、先行事例の情報収集を行うとともに、学校への説明、協力体制を構築しながら適切な時期に実施できるよう、調査研究を行ってまいりたいと考えておりますと答えております。

続きまして通告番号13、新垣龍治議員の（１）の福祉行政についての中の①の（ウ）の医療的ケア児についての小中学校での受け入れ状況ということでございます。現在、小中学校での医療的ケア児の状況につきましては、豊見城小学校、上田小学校、伊良波小学校でそれぞれ1名の計3名が在籍しておりますと答えております。

次に②ヤングケアラーの実態調査についての取組でございますが、ヤングケアラー実態調査につきましては、同時期に沖縄県において同様なアンケートの実施を行うとの情報を受け、同じ目的とする内容のアンケートを実施することで、学校側に混乱や過度の負担とならないように市のアンケート実施を見合わせ、沖縄県が実施するアンケートに対して、協力や連携しながら現状の把握に努めることとしておりますと答えております。

（３）サッカー環境整備の①与根体育施設のサッカー場の部分でございますが、市民のサッカー活動の場所の確保につきましては、さきに整備した市内2か所の小学校グラウンドの夜間一般開放や陸上競技場の利用拡大、または与根漁港多目的広場の活用等により、与根体育施設の土地区画整理事業へ伴う影響を最小化できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますと答えております。

②のとよみ小学校でのサッカーゴールポストの設置につきましては、

とよみ小学校など一部のチームが利用するサッカーゴールポストにつきましては、自前で鉄製の重いゴールポストを使用しており、経年劣化で腐食している状況だと伺っておりますので、アルミ製のゴールポストへの更新につきまして、社会教育活動を推進する観点から財源の確保等について、引き続き検討してまいりたいと考えておりますと答えております。

続きまして通告番号15番、楚南留美議員の（1）ヤングケアラーについての①ヤングケアラーをどのように認識しているかという部分でございますが、文科省と厚生労働省の連携で作成された報告書においては実態が公表されており、その中では世話をしている家族がいると答えた中学2年生が5.7%という結果になっておりますと答えております。

次に②行政が支援体制を確立するためには実態調査を行うべきと考えるがという部分に関しまして、こちらは通告番号13番の新垣龍治議員と同様な質問でございますので、同様な内容で答えております。

③ヤングケアラーの本人が自覚できる取り組みということでございますが、国の報告書において社会的認知度を向上させることが極めて重要であるとまとめられております。そのことから学校現場における取組として、教職員のヤングケアラーの概念等についての理解促進を図ることから実施していきたいと思っておりますと答えております。

次に④群馬県高崎市のヤングケアラーの取組についてでございますが、教育委員会としましては、今後とも他の自治体の状況についての情報収集を行うとともに、庁内の福祉関係課と支援体制を構築しながら検討してまいりたいと考えておりますと答えております。

続きまして通告番号16番、赤嶺吉信議員の（1）教育行政についての（ア）（イ）（ウ）ですね。

（ア）千葉県八街市で起きた児童5人の死傷事故に関して指導通知があったと思っておりますが、その内容ということでございます。県より通知のあった依頼概要としては、車の速度が上がりやすい場所、ヒヤリハット事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から改善要請があった箇所などの観点を踏まえ、通学路の合同点検を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策等を講じていただきたいというものでございましたと答えております。

次に（イ）危険な通学路の箇所についてでございますが、学校からは22か所、市民から3か所、合計25か所の危険箇所が挙げられておりますと答えております。

次に（ウ）本市の取り組みでございますが、各小学校や市民から寄せ

られた通学路の危険箇所とされる現場に出向き、豊見城市通学路安全推進協議会議の構成員で合同点検を実施し、どのような安全対策をどこが担当するか、いつまでに対策を講じることができるかを確認し、改善に取り組んでおりますと答えております。

続きまして通告番号19番、大田正樹議員の（２）の山川市政の、こども行政について（小・中学校編）の①から⑤までですね。

①各学校のテントについてでございますが、市内の小中学校で保有しているテントの個数については、各学校３張から20張の保有の現状を確認しました。教育委員会としましては、学校の用務に対してどのような対応が可能であるかを検討しながら、学校の環境改善や学校運営の向上が図れるように努めてまいりますと答えております。

次に②タブレット（PC）を活用した場合の生徒の机の狭さの改善でございますが、タブレット活用時の机上の学習スペースにつきましては、学校側からは今の状況で特段、授業に大きな支障は出ていないが、タブレットの設置スペースの確保によって教室が狭くなることだけは避けてほしいとの意見があることから、本件の対応につきましては、引き続き学校側の意見を聞きながら、丁寧に対応してまいりたいと考えておりますと答えております。

次に③学校グラウンドの状況でございますが、小学校のグラウンドについては、これまでに複数の学校や関係部署から、水たまりや石の露出などの不具合があることから修繕の要望などがありました。その際には土の購入及び提供して、学校側やグラウンド利用者に敷き均しを行っております。今後は令和２年に策定した長寿命化計画を基に全面的なグラウンド修繕の計画を実施することで、問題の解消を図っていきたいと考えておりますと答えております。

次に④の小学校の英語環境についてでございますが、本市の小学校の英語環境は、小学校の英語が強化される以前から日本人英語指導者を委託活用した学習活動を導入し、担任と連携し、聞くこと、話のやり取り、発表の構成面を中心としたコミュニケーションを図る措置を育成してきました。今後も市の教育目標実現に向け、国際性に富む人材育成が図られるよう、英語環境を維持し続けたいと考えておりますと答えております。

次に⑤令和４年度学校予算についてでございます。令和４年度学校予算につきましては、令和４年度の予算編成方針に基づいて財政課に要求しております。今後は予算編成の日程に沿って、各課ヒアリングや、かつ要求等の過程を経て、最終的に決定されると理解しております。それ

	<p>らの過程で教育委員会としても必要性を主張していきたいと考えておりますと答えております。</p> <p>続きまして通告番号21番、新垣繁人議員の⑤の与根体育施設についての（イ）補償協議の進捗状況についてでございますが、与根体育施設の管理部署であります生涯学習振興課においては、当該施設の補償算定に係る上物等の数量や規格等の資料が与根西部土地区画整理組合から提示されておりますので、その資料を基に現地確認をし、現在内容の部分について確認作業をしている状況でございます。補償算定額につきましては、現在では提示されておりませんと答えております。</p> <p>次に（ウ）の地方自治法第244条の2についての法解釈でございますが、令和2年度におきましては、与根体育施設の設置条例が存続しているにもかかわらず、当該条例を根拠として設置されている上物を除去し、設置目的を滅失することは条例でこれを定めなければならないと定めている地方自治法第244条の2の規定に違反する可能性があるかと答弁しておりましたが、令和3年3月審議会において、改正された当該施設の設置条例に、土地を含めると将来にわたりサッカー場としての機能が直ちに滅失されたことにならないことがある。地方自治法第244条の2の規定には違反しないとの見解が整理できましたので、今後は与根西部地区の地区計画に沿った、土地区画整理事業に支障がないよう取り組んでまいりたいと考えておりますと答えております。</p> <p>以上が一般質問の質問と答弁でございました。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。通告番号10番から21番までの、ちょっと長くなりましたけれども、この中で確認、あるいは質問等がありましたら、委員の皆さんお願いします。はい、下條委員。</p>
下條委員	<p>通告番号13番の医療的ケア児についてちょっと教えてください。</p> <p>医療的ケア児の支援の方法については、現在は小学校3校でしたか。もう一回確認します。豊見城小学校、伊良波……。</p>
教育部長	<p>3校です。</p>
下條委員	<p>こちらの支援方法については、看護師資格を持っている支援員とかの開示とかがあるんですか。</p>
教育部長	<p>今、支援ということですか。</p>
下條委員	<p>受入状況とケア児の状況ということであるんですけども、本市の支援策が（オ）であるかと思うんですが、今、医療的ケア児、ちょっと病弱児なので関心があるんですけども、こちらのほうの支援についてはどういう形で行われているんでしょうか。</p>

教育部長	現在、支援は看護師1名を配置して、1名なんですけれども、豊見城小学校を拠点として上田、伊良波小学校を巡回しております。現在、現況としましては、保護者も一緒になりますので、保護者が行っているケア方法を学んでいる状況になっております。
下條委員	職員がですか。
教育部長	看護師が。職員も一緒ですけれども。最終的には医者 of 指示書とか、医療的行為が行えるように準備を進めているという形です。
下條委員	分かりました。じゃあ、今はまだ看護師さんもやり方を保護者から学んでいる段階で。
教育部長	そうです。直接保護者から。
下條委員	なるほど。じゃあ、職員まではまだ研修とかをやっているわけではないという感じですね。はい、分かりました。ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。はい、宮城委員。
宮城委員	ヤングケアラーについてですが、恐らくこれに対する対応というのは、委員会だけでは厳しい面があるかと思えますけれども、課を越えてそれぞれが関わる課が幾つかあると思うんですね。そういう課の枠を越えて、何らかの情報共有とか、あるいは何らかの今後に向けての取組についてとか、そういう話し合いを持つ場というのは設定されているのでしょうか。
教育部長	今現在はまだ設定されていないんですけれども、どうしても福祉部門等の支援が、こちらはどっちかという調査して、実際にその次の支援というのはどっちかという福祉部門になるものですから、福祉の関係部署と連携して、情報提供をしながら支援についてもお互いの連携の中で考えていきたいということでございます。
宮城委員	今、なぜそういうお話をさせていただいたかという、特別支援教育の中で、教育支援委員会というのは教育委員会が主になってやるんですけれども、情報というのは教育委員会だけでできるものではなくて、まさに教育が福祉とどう関連していくかというのが、県も常に各市町村へも通達をして進めていきたいと思いますというところで、豊見城市の場合はその課の枠を越えて、たしか5つの課で連絡会を持っていると思います。これはとても有効で、子どもたちを、取りこぼしのないようにそれぞれの教育機関にというところでやっている会議なので、もしそういう形で課の枠を越えて、その課に属する人たちの中でヤングケアラーに対する情報を収集したり、共有したりという担当がいてくださると、これに関する対応もまた進んでいくのかなということを感じましたので、意

	見としてよろしく申し上げます。
教育長	ありがとうございます。
備瀬委員	いいですか。通告番号10番の徒歩登校についてですが、もちろん学校間の格差はいろいろ条件によって違うとは思いますが、スタートしたのはたしか平成25年でした。私も関わりましたので。その当時と比べて、今の数字というのは良くなっているのか。その辺のデータがあるのでしょうか。スタート当時。当時、教育長をはじめ、学校を訪問すると毎回「てくてく登校」を呼びかけておりましたけれども、それが今現在もう8年目になるのでしょうか。86%、下が中学のほうで43%、大分差はありますけれども、25年の数字が分かれば、随分と推奨し、効果が出ているんだなというのが読み取れるんですが、その辺はデータのほうは。
教育部長	すみません、平成25年ですか、その最初の頃の資料は今ちょっと手元にないものですから、比較をまだしておりません。申し訳ないです。
備瀬委員	ゆたか小学校の校舎のほうに「てくてく登校」というのがありますけれども、どの学校もあると思いますが、実は最近公表された新体力テスト、私のうろ覚えですけども、中2以外は軒並み低下しているというのがあったんですが、私どもの家から上田小までは子どもたち、1.2キロあるんですね。それを年間200日として、それを9年間やると3,600キロ、沖縄から那覇から東京往復というふうになるので、相当な健康体力づくりに貢献しているのかなと。ただ問題なのが、保護者のほうが、どうせ自分が通勤するから、ついでに乗せていっているんだという声もたくさんありました。その辺の兼ね合いもありますけれども、今後とも引き続き、子どもたちの体力低下が叫ばれている中、これを豊見城市がやっているのはとても大事だと思います。体育の授業だけではカバーできない。忍耐力も含めて、いろんな面で効果はいいものがあると思います。豊見城市の教育委員会も大分積極的に推奨しているので、それをぜひ継続して取り組んでほしいということを、当時ちょっと関わっていた者としてお願いしたいと思います。これは意見であります。
教育長	ありがとうございます。
大城委員	お願いします。
教育長	はい、大城委員。
大城委員	学校給食の無償化は山川市長の公約の目玉の一つだと思うんですが、そこで名護市が無償化をしているということでしたけれども、名護市の無償化をしての成果と課題というものの情報がありましたら教えてほしいのですが。聞いていなければいいんですが、もし聞いていたら。

教育部長	すみません、無償化している市町村は確認したんですが、その独自の市とかは、どういう課題があるのかというのはちょっと確認しておりませんので、申し訳ございません。
大城委員	いえ。
教育長	ほかにありませんか。はい、どうぞ、下條委員。
下條委員	通告番号19番のテントの問題なんですが、何かちょっと運動会に参加することがありまして、遮光ネットでテントを作っていたという状況がありました。コロナ禍で少人数しか入れられないという現状もあると思うんですけども、教育委員会が検討していくということでありましたが、いろんな方法あるかと思うんですけども、市のほうで貸し借り、お互いの学校で貸し借りしている状況じゃないですか。それを例えば陸上競技場で用意しておいて貸し借りするとかという考え方もあるんですか。
教育部長	運動会とかですと同じ日だったりするものですから、なかなか総数が足りないという部分もあると思いますけれども、今学校テントというのは、今までがPTAとかの寄贈とか、ほぼなっていたと思います。それで、どういう形でできるのかというのはこれからなんですけれども、考えていかないといけないなということは考えております。
教育長	よろしいですか。 それでは報告第9号 令和3年第7回豊見城市議会定例会一般質問についての内容の報告を終わります。ありがとうございました。 続きまして、日程第8の報告第10号 県費負担教職員の訓告等についてであります。事務局の説明に入る前に5分から10分程度、教育部長、教育総務課長、学校教育課参事以外に関しては、少し退席をしていただいて、教育委員とこの3名で確認したいと思っておりますので、ご協力をお願いします。 では事務局より、県費負担教職員の訓告等について説明をお願いいたします。
教育総務課長	説明いたします。よろしくお願ひいたします。 報告第10号 県費負担教職員の訓告等について。提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条の規定により、教育委員から委任した事務であっても、特に報告の必要がある事務について、第5条の規定により報告するものでございます。 お手元の資料をめぐっていただきまして、よろしくお願ひいたします。まずは、お配りした資料の説明の前に概要の説明をしたいと思いま

	<p>す。</p> <p>令和3年10月22日金曜日に、■■■■小学校児童に対して教諭の体罰の行為が確認されたことから、当該教諭にその責任を確認させ、反省を促す必要があるため、当該小学校校長と併せて、豊見城市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告規定に基づき訓告等を行いました。</p> <p>その内容です。お手元の資料1枚目をめくっていただけますか。上段のほうに訓告書と書かれている紙をお願いします。</p> <p>訓告書、豊見城市立■■■■小学校教諭■■■■。令和3年10月22日金曜日、午後1時頃、■■■■小学校■■年■■組教室内において、体育着を忘れた児童に対して、その態度が悪かったことや、以前から指導する際の聞く姿勢や態度が悪かったことに腹を立て、足をかけて転ばせて頭にけがを負わせてしまった。その後、真摯に反省し、保護者や児童に対する謝罪を行い、信頼回復に努めることへの理解を得られているとの報告があった。上記の当該教諭の児童への行為は、懲戒処分には至らない程度ではあるが、児童の懲戒権を逸脱した被行為であることから、当該職員にこの責任を確認させ、反省を促す必要がある。上記の行為に対し、豊見城市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程第4条第1項の規定により訓告するというふうな説明であります。</p> <p>続きまして、2枚目をお願いします。嚴重注意書でございます。所属、豊見城市立■■■■小学校校長■■■■。令和2年度、4月に当該校に校長として着任以降、当該校で前年度発生した不祥事を受け、再発防止のため各種の取組を実施していたが、昨年度及び今般、当該校の児童に対する当該校の教諭の体罰事案が発生した。管理監督者として不祥事の再発防止に向けての取り組みについては、結果不十分と言わざるを得ない。この行為は懲戒処分には至らない程度であるが、教育公務員として不適切な行為であることから、当該職員にその責任を自覚させ、反省を促す必要がある。上記の行為に対して、豊見城市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程第4条第2項の規定により嚴重注意をするというような内容でございます。</p>
教育長	<p>以上です。ただいまの説明、報告に関してご質問がありましたら、お願いします。はい、大城委員。</p>
大城委員	<p>お願いします。嚴重注意は履歴事項なんですか。</p>
教育総務課長	<p>履歴事項にはなりません。今回の両者の処分については、市の教育委員会のほうで実施しておりますので、その扱いになりますので、履歴事項にはなりません。</p>

大城委員	意見でいいですか。こういう体罰は絶対100%よくないというのは分かるんだけど、これは誰でも同じだと思います。このやった職員があちこちに謝るのを見て、子どもはどう反省したのか。また逆に、先生方が少しでも自分たちに手を出したら先生方が大変だという思いで、余計悪さをするのか。その辺、ちょっと気になるところだけど。言っている意味、分かりますか。
教育長	分かります。ただいまの大城委員の意見に関しては、即対応して、事情を詳しく保護者に対して説明をして、保護者に確認をして、保護者会を開催して、そのときにも納得していただいて、本人が非常に頑張っているということを認めていただいて、子どもたちも担任に対して非常に好意を持って、今も続けて学習に励んでいるというふうな報告を受けております。ですから、大城委員が今おっしゃるようなことの影響はほぼない状況にあります。
大城委員	いい方向に行っていればいいですが、この辺が気になったものだから。
教育長	はい。それでよろしいですか。
大城委員	はい。
教育長	はい、備瀬委員。
備瀬委員	頭のけがのほうは回復状況はどうなのでしょう。特に問題なく、病院で診察をして何週間のけがとか、そういう。
教育総務課長	けがのほうは出血したということだったんですけれども、前はもう完治したということになっています。
備瀬委員	去年もあったというんですが、教諭は同じ人ですか。
教育長	いえ、違います。
備瀬委員	違うわけですね。違う人で。学校長としては、2回も続いたので嚴重注意ということで。
大城委員	病院に行くぐらいのけがだったんですか。
備瀬委員	頭を打っているから、大事を取って。
教育長	棚の角にたまたま当たってしまって。
大城委員	万が一のことを考えて行ったわけよね。
教育長	はい、下條委員
下條委員	すみません、何か2回続かれたということで、不祥事の再発防止に向けた取組について不十分だったということの判断なんですけれども、再発防止に向けた取組はどういう取組をされたから、それは不十分だったということで結果は出ていますか。

教育総務課長	<p>■■■■小学校の校長に対して、学校の今までの取組についての報告をさせました。その中身でコンプライアンスに係る講和の実施、そして学校経営方針での周知、あと終礼での周知、職員評価システムの面談での周知、コンプライアンスアンケートの実施、労働安全衛生委員会の活用等を実施したということです。ただし、この内容については、教育委員会としては内容については問題はないと思うんですけども、ただし、取組の結果として不十分だったという判断をさせていただいたということです。</p>
下條委員	<p>いいですか。今お話を伺う中で、コンプライアンスとか経営方針とか、周知、周知ということで、学校教育法第11条に基づく体罰禁止についての周知はされているかなと思うんですね。ただ、この教員も前年度どういうことがあったか分からないんですけども、じゃあ、子どもたちの態度が悪かったことに対する改善の方法についてはどんな感じで行き組まれているのか。例えば今この人が、体罰は絶対許されないとと思うんですね。心の傷も含めて駄目だと思うんですけども、じゃあ、どういうふうな介入をするべきか。子どもたちの生徒の指導の方法について、望ましい指導の在り方等のプログラムなどの取組をなされたかどうか知りたいなと思いました。</p>
教育総務課長	<p>子どもたちに対してですね。</p>
下條委員	<p>そうですね。多分コンプライアンスとかは知っていますね。採用試験を受けるときも学校教育法について学んでいるので、そうではなくて、こういうときにはどういうふうに指導すればいいかなどについて、ご指導されたのかということをお伺いしたいなと思いました。</p>
教育総務課長	<p>主に報告を受けた内容については、学校側が先生等も含めての対応についての報告を受けているんですね。すみません、繰り返しになるかもしれないので申し訳ないんですが、報告は受けてはいるんですけども全職員への周知とか、そのときの対応方法についての確認というふうになっているところでもあります。</p>
下條委員	<p>ただ、私が言いたいのは、先生たちはご存じなんです。でもどうやってやればいいのかのノウハウとか、論理とか根拠、理念とか、そこのほうが弱いかなと思うんですね。なので、禁止、禁止の周知については分かるんですけども、そうでなくて、じゃあどうすればいいかというのを今後指導していただく必要があるのかなと思います。なぜそういうことを言うのかというと、今こういう厳罰、職員に対してもそうですし、子どもたちに対して、いけない行動をしたときにポジティブな行動</p>

	<p>への介入支援というものがあるんですよ。ポジティブ・ビヘイビア・インターベンション・サポートと言って、PBI SAというものがあるんですね。なので、こういう方法がありますといったような職員研修等を行っていただくことにより、先生方がもちろんアンガーマネジメント、ストレスマネジメントの個人のコンプライアンスも大事なんですけども、どういう形で子どもたちに指導していけばいいのかについてもみんななで勉強していかれたらどうかなと思ひまして、ご提示させていただきました。お願いします。</p>
学校教育課参事	<p>以前はどうやって研修していったかは分からないんですけども、今回はこの事が起こって、すぐ私は学校に出向いて、校長、教頭をはじめ全職員を集めて研修をしております。今先生がおっしゃったように、問題行動を起こす子の心理の話をしながら、じゃあ、こういう子たちをどうやって指導していくか。例えば何事もない平日に、この子が挨拶ができたらしっかり褒める。ちょっとしたところ、ほかの子は褒められないけれども、この子の行動でいいところはどんどん褒めていって、そこで関わっていく。生徒指導で関わることばかりやっていると、この子は接してほしいというところで、結局何か問題行動を起こしたら接してくれるという循環になっているので、いいことをしたときにどんどん褒めていって、いい行動をどんどん多くしていくという心理学的な話と、それから問題行動は表面に出ている一部なので、この子の表面に出ているのは氷山の一角で、下には大きな問題が隠れているんだよというところ、そこをまず理解しないと、この子の問題行動は上で押さえつけたって、離したらまた浮いてくるということで、そういう周知をどうやってやるか、いろんな方法があるので、そこをやっていくことが大切だということころは、すぐ事件が起こった後にも、私のほうで研修はしてきました。</p>
下條委員	<p>まさに今の先生がおっしゃったのが、認知、行動、両方に基づくポジティブな行動介入の一つかなと思うんですね。そういう方法について、多分先生方はまだあまり分かっていないというところ、そちらの研修、今おっしゃったような研修を、本当にうまくいったときには褒めて、また認知を高めるなどの研修をしていかれるという必要性。実は今ちょっと計画しているのがありまして、またご案内、無料で今やっていただける方がいるので、そういうところの研修についてもご案内差し上げたいと思います。以上です。</p>
教育長	<p>ほかにありませんか。</p>
大城委員	<p>私の意見としていいですか。こういう問題は往々にしてあると思うん</p>

	<p>だけれども、職員が小突いたりあるんだけど、問題は子どもが親にどういふふうに話をするかということで、また、親がどう受け止めるか。だから私は、先生方にもっと保護者とのコミュニケーションをしっかりとやっておけば、いつでもこの先生は親から信頼のある担任だと思われたら、こういう問題はあまり大きくならないと思うんですけど、最近、先生方のコミュニケーションが少ないと言われるんだけど、だからそういう問題が起こる前に、担任として、また職員として、保護者とのコミュニケーションを絶えずやって、親との信頼関係も大変大事だなということを経験研修の場で伝えてほしいなと思います。以上です。</p>
教育長	ありがとうございます。
備瀬委員	<p>ちょっといいですか。この通告書のほうは11月31日で、暴力があったのが10月22日、この内容を見て大体収まっているなというのは分かりますけれども、12月27日現在で、この子どものけがの様子は完全に回復しているのかということと、担任と子どもとの関係、担任と保護者との関係、それも現時点ではどうなんだろうかと。えてして、またぶり返す、そういうことも過去にはあったものですから、その辺のほうは徹底して観察をしながら、関わっていきながら、絶対二度とぶり返すことがないようにということで、その3つの質問をしたんですけども、まず、子どものほうはもう完全に回復して問題ないということ、それでよろしいでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>今回、今言うように10月23日でうちが呼んで渡したのが11月30日、けがの状況が回復したのを確認して、この訓告等を行いました。</p> <p>2点目、3点目については、今の信頼状況については、また問題があれば緊急連絡という形でうちのほうに一報が入ることになっていますので、その報告がないということは、うまくいっているものと判断しております。</p>
学校教育課参事	<p>その後何度か学校を訪問しているんですけども、そのときの学級経営の状況を聞いたら順調だと。もともとこの先生は、子どもたちにも保護者にも相当信頼されている先生であったので、その問題を起こした子のその後先生も謝っている、子どもも自分がやったことが悪かったと、お互いに謝って関係を修復されて、良好だという話を聞いています。</p>
備瀬委員	<p>今、その話を聞いて非常にほっとしたんですが、私も大城委員と同じように、まずは親を知る、親と関わる、親と信頼関係を構築する。そうすると絶対、何かあった場合は親が我々を応援すると。そういうものを</p>

	職員のほうにもずっと言ってきて、まずは親を知れと。そういうところで、関係というのはとても大事なんだなというのを感じます。今、けがのほうも大丈夫であるし、その担任のほうが保護者からも信頼されているということを知って、この件はもういい方向に進んでいるんだなって、ちょっとほっとしているところであります。2年前の同じ学校での大きな事件のほうはまだ解決していないというのは、その辺も少し私は気になっているところでもありましたので、今話を聞いて、大変ご苦労さま、頑張っているんだなというのがよく分かりましたので、うれしく思います。以上です。
教育長	ありがとうございます。報告については終わりたいと思います。ありがとうございます。
備瀬委員	これは事務所にも報告してあるのか。
教育長	事務所と連携して全て終わりました。休憩します。
	休 憩 (14時 分) 再 開 (14時 分)
教育長	再開します。
	(その他報告 反訳なし)
教育長	それではこれもちまして、第14回定例教育委員会の全日程を終了します。お疲れさまでした。

(署名欄)

教育長 瀬長 盛光

教育委員 下 條 満代